

第2章. 両企業団の現状と課題

2. 1. 概況

2. 1. 1. 両企業団の位置関係・構成団体

九十九里地域水道企業団は、昭和 47 年に創設認可を得て、昭和 52 年から用水供給を開始した。東金市をはじめとする 13 市町村で構成しており、八匝水道企業団、山武郡市広域水道企業団及び長生郡市広域市町村圏組合の末端給水事業体 3 団体へ用水供給している。なお、末端給水事業体は経営の一体化に向けて協議を行っている。

南房総広域水道企業団は、平成 3 年に創設認可を得て、平成 8 年から用水供給を開始した。いすみ市をはじめとする 8 市町で構成しており、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町及び三芳水道企業団の末端給水事業体 8 団体へ用水供給している。なお、夷隅地域（勝浦市、いすみ市、大多喜町及び御宿町）は令和 7 年、安房地域（鴨川市、南房総市、鋸南町及び三芳水道企業団）は令和 8 年に末端給水事業体の事業統合を行い、統合後は夷隅郡市広域市町村圏事務組合及び安房郡市広域市町村圏事務組合が各地域の末端給水事業を担う予定である。

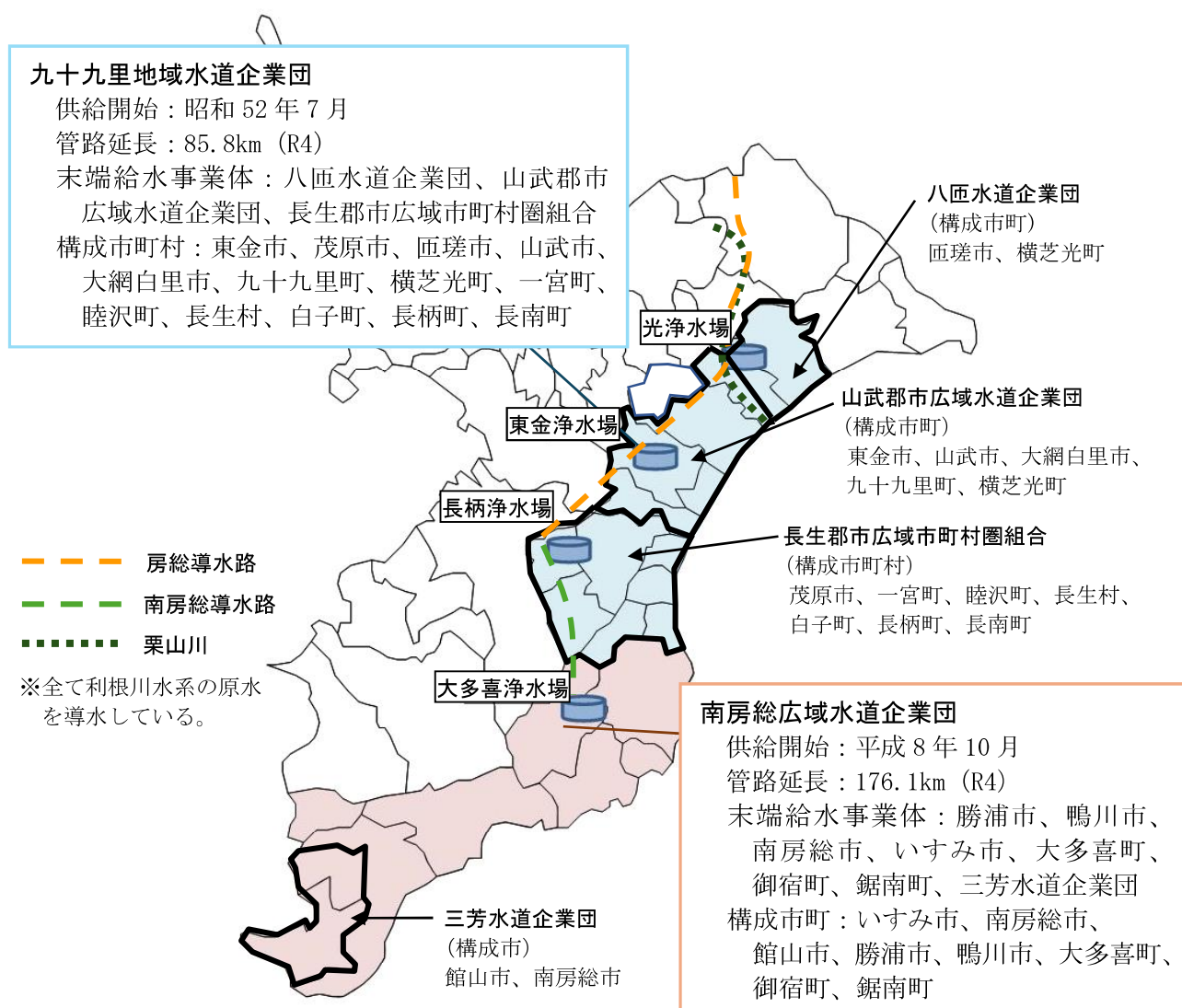


図 2.1 両企業団の位置関係・構成市町村等 概要図

2.1.2. 取水・送水系統

(1) 九十九里地域水道企業団

九十九里地域水道企業団の浄水場は、光浄水場、東金浄水場、長柄浄水場の3箇所があり、光浄水場は栗山川から、東金浄水場は房総導水路から、長柄浄水場は長柄ダムからそれぞれ取水した水を浄水処理している。

なお、3つの浄水場から各配水場への送水管を結ぶ連絡管は、施設拡張時に水需要を補うことを目的に整備したものであるが、現在は運用していない。

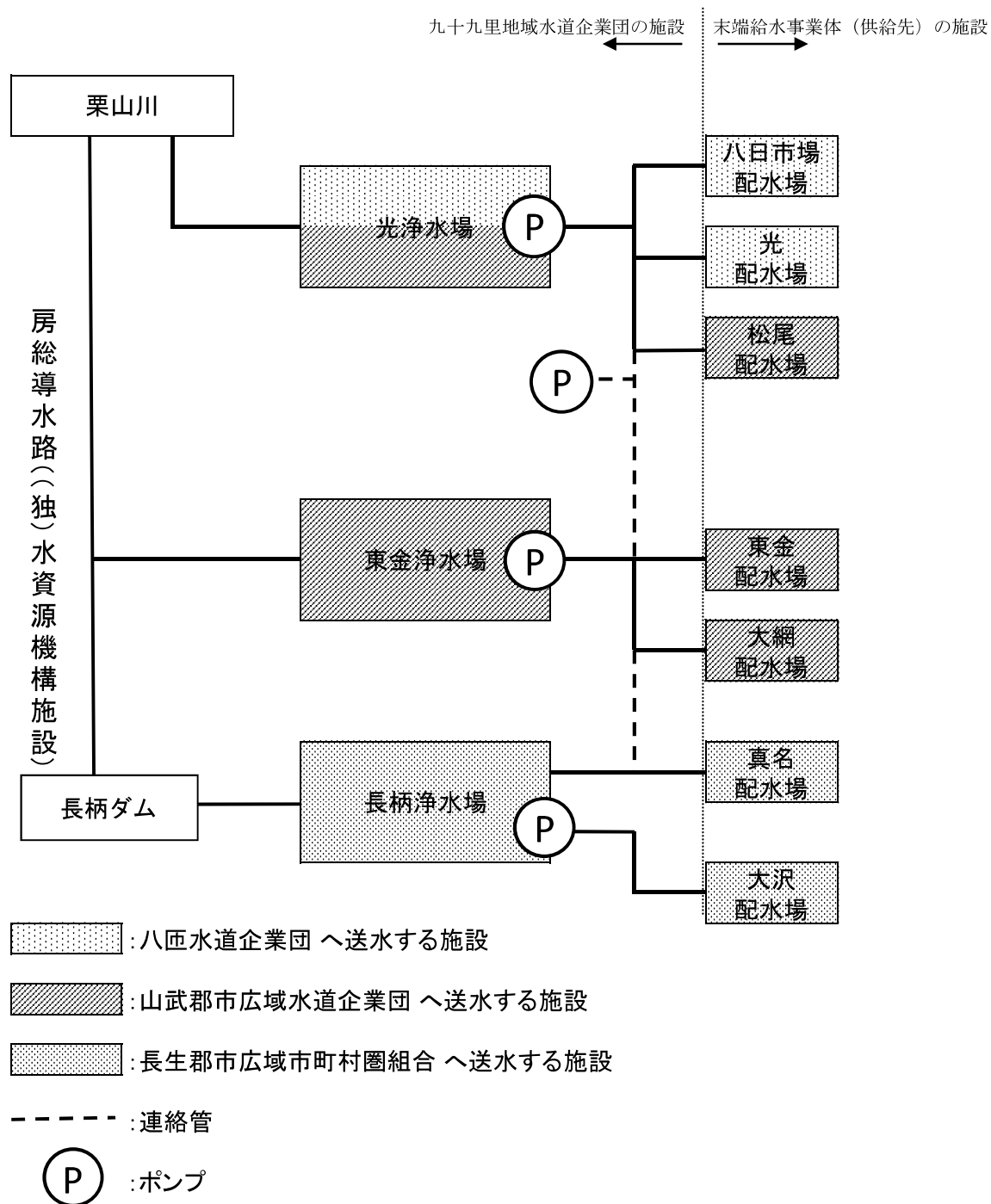


図 2.2 九十九里地域水道企業団の送水系統

(2) 南房総広域水道企業団

南房総広域水道企業団の浄水場は、大多喜浄水場 1 箇所のみであり、南房総導水路を經由して取水した水を浄水処理している。

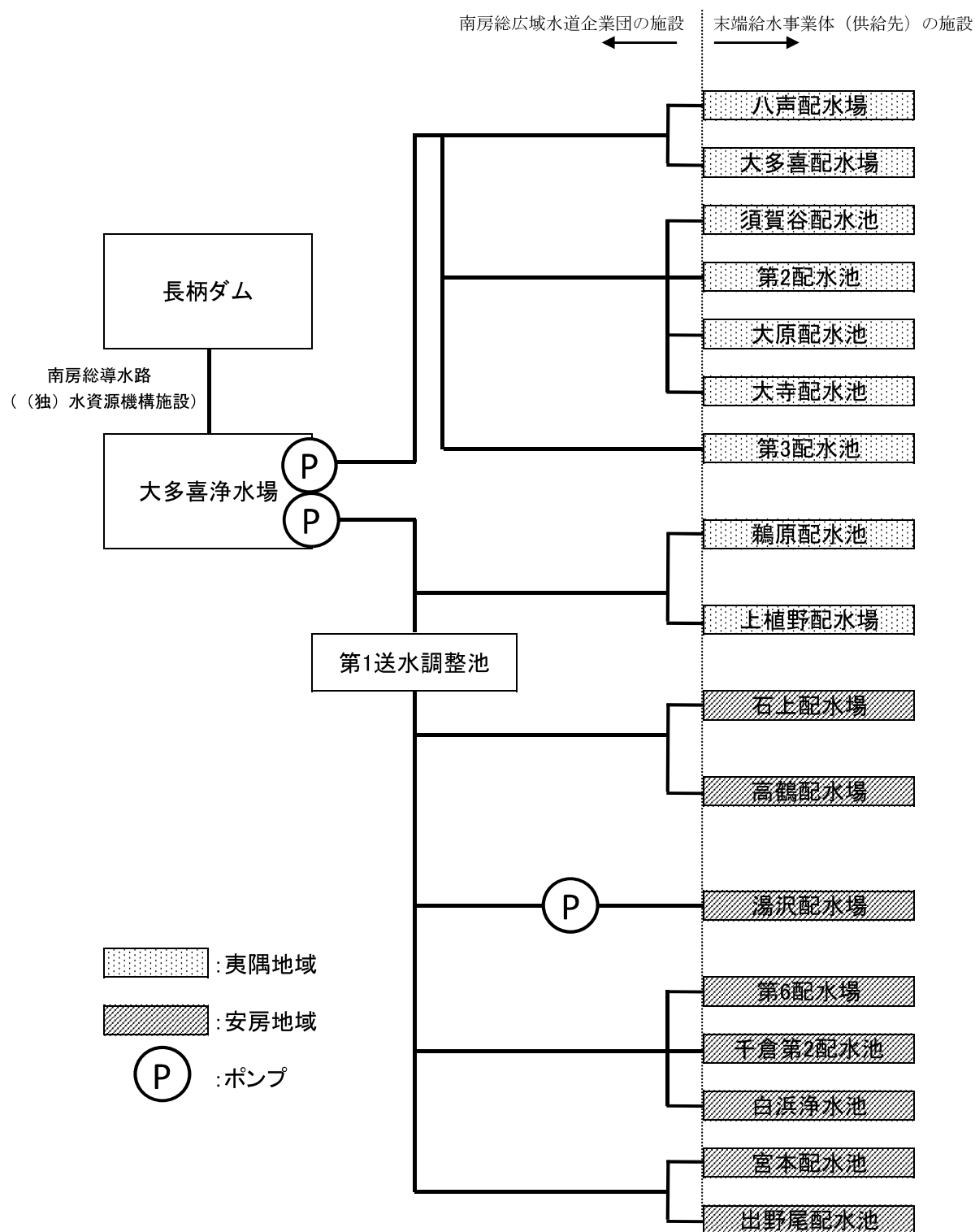


図 2.3 南房総広域水道企業団の送水系統

2.2. 現状と課題

2.2.1. 施設能力と稼働状況

九十九里地域水道企業団においては、浄水場の最大稼働率が低く、施設能力に余剰が生じていることから、その活用を図りつつ、水需要予測を踏まえた施設の適正規模の検討が必要である。

南房総広域水道企業団においては、大多喜ダム事業撤退に伴い、計画一日最大送水量を42,330 m³/日に減量しているため、最大稼働率は90%近くであるが、施設は創設時の計画一日最大送水量（55,060 m³/日）を基に建設しているため、施設の実処理能力からみた最大稼働率には余剰があり、施設更新時に向けて適正規模の検討が必要である。

表 2.1 施設能力と稼働状況（R4 年度）

	浄水場名	稼働年 (経過年数)	施設能力※ (m ³ /日)	一日平均 送水量 (m ³)	一日最大 送水量 (m ³)	施設 利用率	最大 稼働率
九十九里 (企)	光浄水場	S52 (45)	29,860	18,611	23,324	62.3%	78.1%
	東金浄水場	S52 (45)	72,000	41,490	45,630	57.6%	63.4%
	長柄浄水場	S55 (42)	92,240	42,542	47,370	46.1%	51.4%
	全体		194,100	102,643	113,854	52.9%	58.7%
南房総 (企)	大多喜浄水場	H8 (26)	42,330	32,402	37,102	76.5%	87.6%
			55,060	32,402	37,102	58.8%	67.4%

※ 南房総（企）における創設時の水道用水供給事業認可の計画一日最大送水量は55,060 m³/日であった。その後、大多喜ダム事業撤退に伴い、42,330 m³/日に減量しているが、浄水場の施設能力は、55,060 m³/日のままである。

上段は計画一日最大送水量（42,330 m³/日）を施設能力とした場合、下段は浄水施設の1日に処理できる最大能力（55,060 m³/日）を施設能力とした場合の値である。

2.2.2. 老朽化・耐震化状況

(1) 老朽化

ア 九十九里地域水道企業団

・浄水施設

令和4年度末時点において、各浄水場は稼働から40年以上経過しており、建築・土木構造物については法定耐用年数である50年～60年を超過していないものの、電気・機械設備等については、法定耐用年数である10年～20年を超過した設備の割合は55.9%である。

・管路

令和4年度末時点の管路の総延長は85.8kmである。管路延長の約半分を創設期である昭和50年度、昭和51年度に集中して整備しており、昭和52年の給水開始までに整備した管路の延長は、全体の約60%となっている。これらの管路は法定耐用年数である40年を経過しており、令和4年度時点の法定耐用年数超過管路率は59.8%である。

また、整備時期が集中しており、更新時期も集中することが想定される。

安定給水を確保するため、浄水施設、管路ともに計画的な更新を実施していく必要がある。

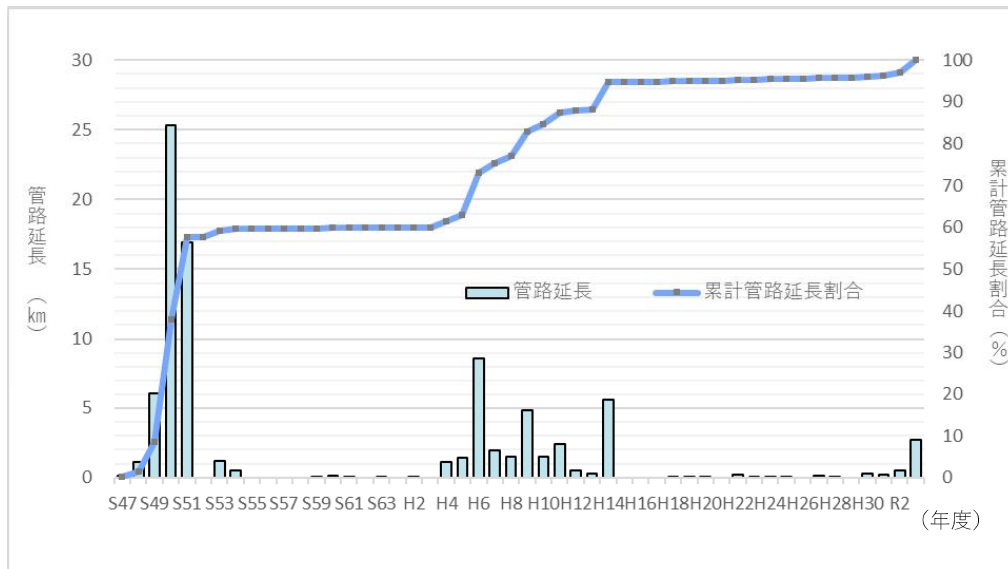


図 2.4 年度別布設管路延長（九十九里地域水道企業団）

イ 南房総広域水道企業団

・浄水施設

令和 4 年度末時点において、大多喜浄水場は稼働から 20 年以上経過しており、建築・土木構造物については法定耐用年数である 50 年～60 年を超過していないものの、電気・機械設備等については、法定耐用年数である 10 年～20 年を超過した設備の割合は 65.8%である。

・管路

令和 4 年度末時点の管路の総延長は、176.1 kmである。創設期である平成 3 年度、平成 4 年度に集中して整備しており、平成 8 年の給水開始までに整備した管路延長の割合は、全体の 90%以上となっている。これらの管路は法定耐用年数である 40 年を経過していないが、整備時期が集中しており、更新時期も集中することが想定される。

安定給水を確保するため、浄水施設、管路ともに計画的な更新を実施していく必要がある。

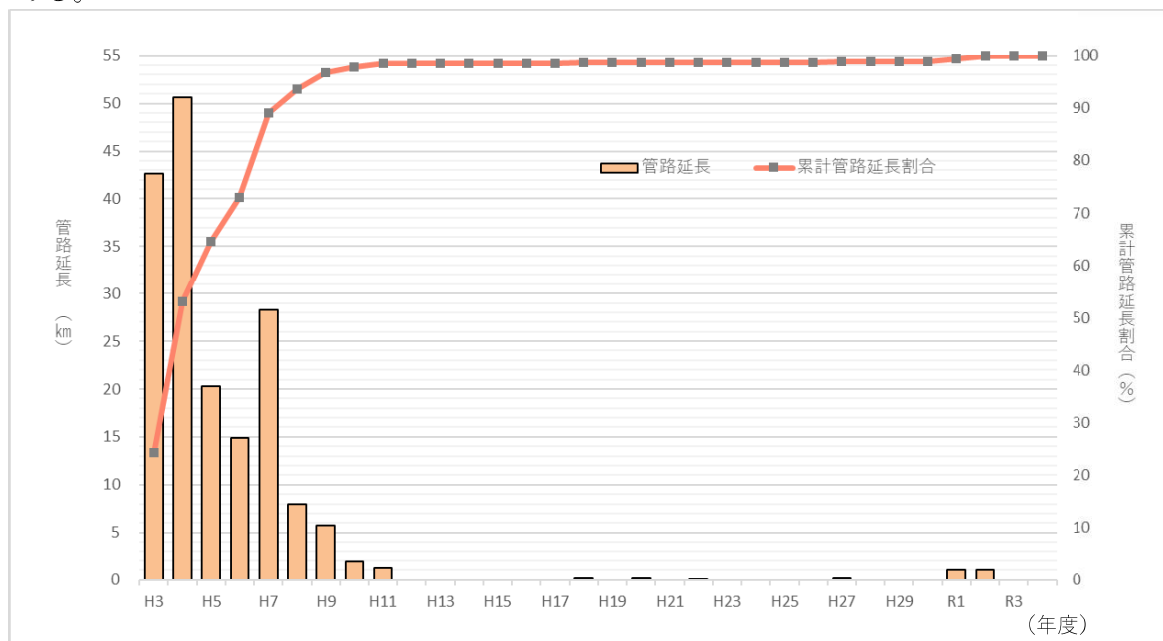


図 2.5 年度別布設管路延長（南房総広域水道企業団）

表 2.2 老朽化の状況（法定耐用年数超過率（R4 年度））

	浄水施設		管路
	建築・土木構造物	電気・機械設備等	
九十九里(企)	0.0%	55.9%	59.8%
南房総(企)	0.0%	65.8%	0.0%

(2) 耐震化

ア 九十九里地域水道企業団

・浄水施設

耐震化率は 55.4%であり、一部が耐震化されていない状況である。

・管路

耐震適合率は 78.3%であり、送水管や各浄水場間を結ぶ連絡管の一部が耐震化されていない状況である。

安定給水を確保するためにも、浄水施設、管路ともに耐震化事業を実施していく必要がある。

イ 南房総広域水道企業団

・浄水施設

耐震化率は 100.0%である。

・管路

耐震適合率は 95.0%であり、管路の一部が耐震化されていない状況である。

浄水施設については、耐震性が確保されているが、さらなる安定給水を確保するためにも、耐震適合性を有していない管路について耐震化事業を実施していく必要がある。

表 2.3 耐震化の状況（R4 年度）

	浄水施設 (耐震化率)	管路 (耐震適合率)
九十九里(企)	55.4%	78.3%
南房総(企)	100.0%	95.0%

2.2.3. 組織体制・職員数

両企業団とも、施設整備を集中的に行っていた創設期に比べ、現在の工事担当技術職員数は約 1/3 に減少している。今後は老朽化対策事業や耐震化事業が見込まれており、また、30 年後には浄水場の建築・土木構造物が更新時期を迎える見通しであるものの、両企業団ではベテラン職員の退職とそれに伴う技術力の低下が懸念されている。全国的にも技術職員の人手不足が深刻化する中、その安定的な確保や若手職員への技術継承・育成が必要となっている。

表 2.4 職種別年齢構成（令和 6 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

		30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上	合計
九十九里 （企）	事務職員	5	3	6	7	1	22
	技術職員	18	16	8	12	6	60
	計	23	19	14	19	7	82
南房総 （企）	事務職員	2	3	1	4	0	10
	技術職員	1	3	6	9	0	19
	計	3	6	7	13	0	29
合計	事務職員	7	6	7	11	1	32
	技術職員	19	19	14	21	6	79
	合計	26	25	21	32	7	111

2.2.4. 施設管理の実施状況

両企業団の施設管理の実施状況は、浄水場ごとに直営、委託の違いはあるものの、浄水場ごとに交代制勤務による 24 時間体制の運転管理を実施している。安定的な供給や原水水質の変動に応じた浄水処理を的確に行うためには、統合後も引き続き 24 時間体制の運転管理を継続する必要がある。

表 2.5 施設管理の主な実施状況

		浄水場 運転管理	場内外施設 ・設備保守点検	導送水管路 巡視点検	環境整備
九十九里(企)	光浄水場	直営	直営	直営	直営
	東金浄水場	直営	直営	直営	直営
	長柄浄水場	第三者委託	第三者委託	委託	第三者委託
南房総(企)	大多喜浄水場	直営及び委託	直営及び委託	委託	直営及び委託

2.2.5. 水質管理の実施状況

水質検査の実施状況及び原水水質の課題と対応状況は表 2.6 及び表 2.7 のとおりであり、取水地点は異なるものの、その課題と対策はほぼ同様である。安全・安心な水道用水を供給するためには、統合後も引き続き原水の水質状況を踏まえた適切な水質管理を行う必要がある。

表 2.6 水質検査の実施状況

	毎日検査	水質基準項目検査	水質管理目標 設定項目検査	独自設定項目検査
九十九里(企)	直営	直営及び委託	直営及び委託	直営及び委託
南房総(企)	直営	直営及び委託	直営及び委託	直営及び委託

表 2.7 原水水質の課題と対応状況

	取水地点	課題	対応
九十九里(企)	栗山川 房総導水路 長柄ダム	アンモニア態窒素	塩素注入
		トリハロメタン	粉末活性炭処理 塩素注入（中間塩素）
		クリプトスポリジウム及び ジアルジア	凝集処理 濁度管理
		カビ臭物質 植物プランクトン pH 値の上昇	粉末活性炭処理 塩素注入 凝集処理 濁度管理 pH 値調整
南房総(企)	長柄ダム	トリハロメタン	粉末活性炭処理 塩素注入（前塩素＋中間塩素）
		クリプトスポリジウム及び ジアルジア	凝集処理 濁度管理
		カビ臭物質 植物プランクトン pH 値の上昇	粉末活性炭処理 塩素注入 凝集処理 濁度管理 pH 値調整

2.2.6. 利水の安全性

両企業団が水源としている利根川水系は、計画利水安全度 1/5（5 年に 1 回程度発生する規模の渇水に対応する計画）として水資源開発されており、全国の主要水系が計画利水安全度を 1/10 としているのに比べ低くなっている。

両企業団ともに渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、企業団と末端給水事業体で構成する渇水対策連絡協議会を設置しており、統合後は両地域の末端給水事業体を対象とした連絡協議会の設置など、渇水対策のあり方について整理する必要がある。

表 2.8 利根川水系の近年の渇水状況

渇水年	取水制限状況			
	取水制限期間		取水制限日数	最大取水制限率
	自	至	日間	
平成 9 年	2/1	3/25	53	10%
平成 13 年	8/10	8/27	18	10%
平成 24 年	9/11	10/3	23	10%
平成 25 年	7/24	9/18	57	10%
平成 28 年	6/16	9/2	79	10%

※ 過去の渇水では一部水源（房総導水路【東金・長柄ダム】）については取水制限の対象となっていない。

2.2.7. 財務状況

(1) 九十九里地域水道企業団

令和4年度決算は平成30年度に比べ、減価償却費が減少しているものの、物価高騰等の影響により、動力費が約8千万円増の約3億1千万円、薬品費が約8千万円増の約4億1千万円となったほか、房総導水路の維持管理負担金の増等により、負担金が約1億1千万円増の約5億5千万円となるなど、特別損失を除いた収益的支出は増加している。一方、給水収益は、一日最大送水量の減少等により約8千万円減の約55億3千万円となるなど、収益的収入は減少している。

また、建設改良費等が、約6億4千万円増の約19億8千万円となるなど増加している中、建設改良事業を企業債によらず実施してきたことなどにより、企業債残高が約14億2千万円減の約39億1千万円となった一方、資金残高は約10億5千万円減の約76億2千万円となった。

ア 収益性

令和4年度決算は平成30年度に比べ、後述する独自の基本料金の算定による給水収益の減や物価高騰等の影響を受けた収益的支出の増加等により、収入、支出ともに悪化していることから、経常収支比率は、6.2ポイント減の105.6%となっており、全国の水道用水供給事業者（以下「全国（用供）」という。）の中央値を下回っている。

また、供給単価は概ね横ばいである一方で、収益的支出の増加等を受けて給水原価が9.3円上昇していることから、料金回収率は7.5ポイント悪化して106.1%となっている。

すでに厳しい経営状況となっているが、今後も物価上昇傾向は続くと考えられること、施設・設備の老朽化対策や耐震化の必要があることから、費用は増加するものと考えられる一方、水需要の減少に伴い、収入は減少していくと見込まれることから、経常収支比率はさらに悪化していくものと想定される。

なお、予算においては、令和5年度以降、既に赤字予算での編成を余儀なくされている。

イ 財務

令和4年度決算は平成30年度に比べ、健全性を示す自己資本構成比率は概ね横ばいであり、類似団体や全国（用供）の中央値と比較しても高い水準である。

投下資本の回収と再投資とのバランスから財務の健全性を判断する企業債償還元金対減価償却費比率について、一般にこの比率が100%を超えると再投資に当たって企業債等の外部資金に頼らざるを得なくなり財務の健全性が損なわれるが、100%を下回っていることから、健全な状況であるといえる。ただし、施設の老朽化が進んでおり、これを加味した場合、資金残高を中心として財務状況は悪化することが見込まれる。

ウ 資産の状況

施設の経年化・老朽化の度合いを示す有形固定資産減価償却率は全国（用供）の中央値と比較して高い水準で推移しており、資産の老朽化が進んでいる状況にある。

財務状況は、表面上は健全な範囲にあるが、喫緊の課題として収益性が急激に悪化している中で、施設の老朽化への対応が必要であるため、予断を許さない状況にある。

表 2.9 九十九里地域水道企業団の財政収支

(単位:千円、収益的収支:税抜、資本的収支:税込)

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)
収益的収入(特別利益除く)	6,382,477	6,071,168	6,093,675	5,991,216	6,083,598	▲298,879
給水収益	5,604,424	5,434,738	5,437,866	5,431,212	5,526,575	▲77,849
長期前受金戻入	774,548	623,335	625,954	547,333	553,120	▲221,428
特別利益	55,011	0	241,774	188	0	▲55,011
その他	3,505	13,095	29,855	12,671	3,903	398
収益的支出(特別損失除く)	5,707,628	5,741,731	5,994,753	5,651,736	5,761,388	53,760
動力費	231,309	232,362	197,500	208,677	306,527	75,218
薬品費	322,923	332,091	344,966	315,911	406,904	83,981
負担金	445,056	471,567	536,835	510,135	554,497	109,441
減価償却費等	2,937,448	2,818,135	3,001,226	2,638,455	2,668,035	▲269,414
特別損失	739,797	0	1,966,918	15,570	12,321	▲727,476
その他	1,770,892	1,887,576	1,914,226	1,978,558	1,825,425	54,533
経常収支	674,849	329,437	98,922	339,480	322,209	▲352,640
資本的収入	0	0	82,350	887,755	338,789	338,789
企業債	0	0	0	535,700	253,900	253,900
国・県補助金	0	0	0	179,260	83,566	83,566
その他	0	0	82,350	172,795	1,323	1,323
資本的支出	2,043,459	4,975,121	3,708,755	2,958,041	2,647,550	604,091
建設改良費・拡張工事費	1,342,246	3,833,849	2,587,568	2,310,194	1,981,780	639,534
企業債償還金・年賦償還金	701,213	641,272	621,187	647,847	665,770	▲35,444
その他	0	500,000	500,000	0	0	0
資本的収支	▲2,043,459	▲4,975,121	▲3,626,405	▲2,070,286	▲2,308,761	▲265,302
資金残高	9,624,923	10,197,540	7,374,705	8,460,600	7,621,303	▲2,003,620
企業債残高	5,337,962	4,801,617	4,257,281	4,233,897	3,912,341	▲1,425,621

※ 平成30年度の特別損失約7.4億円は調整池施設の無償譲渡に伴うもの、令和2年度の特別損失約19.7億円は霞ヶ浦導水事業からの撤退に伴うものである。

表 2.10 九十九里地域水道企業団の経営指標の推移

経営指標	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)	全国類似	全国用供
経常収支比率(%)	111.8	105.7	101.7	106.0	105.6	▲6.2	115.3	114.6
供給単価(円/㎡)	147.4	142.6	142.0	143.3	147.6	0.2	96.7	91.4
給水原価(円/㎡)	129.8	134.3	140.2	134.7	139.1	9.3	95.6	79.2
料金回収率(%)	113.6	106.2	101.3	106.4	106.1	▲7.5	114.8	113.7
企業債残高対給水収益(%)	95.2	88.4	78.3	78.0	70.8	▲24.4	167.6	205.1
自己資本構成比率(%)	90.0	87.2	89.8	89.3	91.3	1.3	85.0	84.5
企業債償還元金対減価償却費比率(%)	25.0	24.5	26.9	27.0	27.6	2.6	49.0	52.8
有形固定資産減価償却率(%)	64.6	65.9	62.8	63.5	62.7	▲1.9	57.9	56.3

※ 「全国類似」は規模が類似する水道用水供給事業体の、「全国用供」は全国の水道用水供給事業体の令和4年度の各指標の中央値を記載している。

(2) 南房総広域水道企業団

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、企業債償還利息が減少しているものの、物価高騰等の影響により、動力費が約 5 千万円増の約 1 億 6 千万円、（独）水資源機構への負担金の増加などから、負担金が約 1 億 5 千万円増の約 3 億 8 千万円となるなど、収益的支出は増加している。

なお、給水収益を中心とした収益的収入はほぼ横ばいで推移している。

また、建設改良事業を、企業債を償還額の範囲内で活用することで実施してきたことなどにより、企業債残高が約 10 億円減の約 23 億 9 千万円となり、資金残高は約 15 億 3 千万円増の約 60 億 8 千万円となった。

ア 収益性

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、収益的収入はほぼ横ばいを維持しているが、物価高騰等の影響を受けた収益的支出の増加等から収益的収支が急激に悪化しており、経常収支比率は 6.7 ポイント減の 103.7%となっており、全国（用供）の中央値を下回っている。

供給単価はおおむね横ばいである一方で、収益的支出の増加等を受けて給水原価が 9.8 円上昇していることから、料金回収率は、7.8 ポイント悪化して 104.8%となっている。

すでに厳しい経営状況となっているが、今後も物価上昇傾向は続くと考えられること、施設・設備の老朽化対策の必要があることから、費用は今後も増加するものと考えられるため、経常収支比率はさらに悪化していくものと想定される。

なお、予算においては、令和 5 年度以降、既に赤字予算での編成を余儀なくされているとともに、決算においては、令和 5 年度は純損失を計上している。

イ 財務

令和 4 年度決算は平成 30 年度に比べ、自己資本構成比率は上昇（好転）しており、類似団体や全国（用供）の中央値と比較しても高い水準である。

企業債償還元金対減価償却費比率は低下しており、100%を下回っていることから、健全な状況であるといえる。ただし、施設の老朽化が進んでおり、これを加味した場合、資金残高を中心として財務状況は悪化することが見込まれる。

ウ 資産の状況

施設の経年化・老朽化の度合いを示す有形固定資産減価償却率は全国（用供）の中央値と比較して高い水準で推移し、また、上昇傾向にあり、資産の老朽化が進んでいる状況にある。

財務状況は、喫緊の課題として収益性が急激に悪化している中で、施設の老朽化への対応が必要であるため、予断を許さない状況にある。

表 2.11 南房総広域水道企業団の財政収支

(単位:千円、収益的収支:税抜、資本的収支:税込)

項目	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)
収益的収入(特別利益除く)	3,804,024	3,815,437	3,782,537	3,762,440	3,784,270	▲19,754
給水収益	2,823,102	2,832,848	2,831,820	2,820,466	2,833,006	9,904
長期前受金戻入	939,200	959,418	929,235	933,615	947,653	8,453
特別利益	0	0	0	0	0	0
その他	41,722	23,171	21,482	8,359	3,611	▲38,111
収益的支出(特別損失除く)	3,445,491	3,536,706	3,416,461	3,458,937	3,650,896	205,405
動力費	113,429	113,462	102,981	106,659	162,382	48,952
薬品費	212,610	199,495	164,305	171,371	213,381	772
負担金	221,787	349,901	324,054	381,775	375,655	153,868
減価償却費等	1,944,593	2,001,259	1,971,236	1,978,171	2,040,442	95,849
特別損失	0	0	1,743	0	5,000	5,000
その他	953,072	872,589	853,885	820,961	859,036	▲94,036
経常収支	358,533	278,731	366,076	303,503	133,373	▲225,160
資本的収入	533,869	451,836	437,499	44,031	396,400	▲137,469
企業債	188,300	125,300	111,000	0	396,400	208,100
国・県補助金	345,569	326,536	254,618	0	0	▲345,569
その他	0	0	71,881	44,031	0	0
資本的支出	3,101,155	1,850,923	1,524,528	925,112	1,181,210	▲1,919,945
建設改良費・拡張工事費	1,932,017	706,936	527,196	469,356	741,360	▲1,190,657
企業債償還金・年賦償還金	1,169,139	1,143,988	995,937	455,756	439,849	▲729,289
その他	0	0	1,395	0	0	0
資本的収支	▲2,567,286	▲1,399,087	▲1,087,029	▲881,081	▲784,810	1,782,476
資金残高	4,550,172	4,378,384	4,761,413	5,330,624	6,080,376	1,530,204
企業債残高	3,396,512	3,113,796	2,814,861	2,411,488	2,396,370	▲1,000,142

※ 令和2年度の特別損失約174万円は固定資産売却損に伴うもの、令和4年度の特別損失約500万円は過年度損益修正損に伴うものである。

表 2.12 南房総広域水道企業団の経営指標の推移

経営指標	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30(増減)	全国類似	全国用供
経常収支比率(%)	110.4	107.9	110.7	108.8	103.7	▲6.7	114.5	114.6
供給単価(円/㎡)	247.0	245.6	240.9	248.9	240.1	▲6.9	90.8	91.4
給水原価(円/㎡)	219.3	223.4	211.6	222.9	229.1	9.8	75.9	79.2
料金回収率(%)	112.6	109.9	113.9	111.7	104.8	▲7.8	115.2	113.7
企業債残高対給水収益(%)	120.3	109.9	99.4	85.5	84.6	▲35.7	161.6	205.1
自己資本構成比率(%)	90.6	92.4	93.7	94.3	93.9	3.3	90.4	84.5
企業債償還元金対減価償却費比率(%)	39.8	42.3	39.6	38.7	38.8	▲1	11.2	52.8
有形固定資産減価償却率(%)	55.3	55.7	57.2	59.2	60.1	4.8	55.9	56.3

※ 「全国類似」は規模が類似する水道用水供給事業体の、「全国用供」は全国の水道用水供給事業体の令和4年度の各指標の中央値を記載している。

2.2.8. 水道用水供給料金

両企業団の水道用水供給料金については、水道用水供給条例に基づき、基本料金と従量料金との合算額としており※¹、表 2.13 の単価に基づき表 2.14 の式で算出される。

なお、基本料金算定基礎となる基本水量について、九十九里地域水道企業団は直近の実績水量を用いて算出し、この数値を基に3箇年ごとに末端給水事業体と協定を締結している。

基本料金（単価）は平成23年度の変更（引下げ）以降、変わっていないが、水需要の減少が進む現状では、基本水量は協定締結ごとに実績水量の減少に合わせて減少しているため実質的な値下げに近い形となっている※²。

また、平成30年度以降は特例措置として、実績水量を基にした基本水量に調整率を乗じて更に年6～8%の減量を行い、基本料金を減額しており、再投資にあたり資金が不足するおそれがある。

※1. 両企業団ともに二部料金制（基本水量（責任水量）に基づく基本料金＋使用水量に基づく従量料金）であり、水道用水供給事業では一般的な料金制度である。

※2. 基本水量（責任水量）については、末端給水事業体の要望に基づく中長期の計画値により決定することが一般的である。

表 2.13 水道用水供給料金に係る料金単価

	基本料金（税抜）	従量料金（税抜）	消費税率の変更に伴うものを除く直近改定年度
九十九里（企）	121.00 円/m ³	17.00 円/m ³	H23 年度※
南房総（企）	162.97 円/m ³	26.70 円/m ³	H24 年度※

※ 令和元年度に消費増税に伴う改定がなされている。

表 2.14 水道用水供給料金の算出式

	基本料金（税込）	従量料金（税込）
九十九里（企）	算定年度の直近3箇年における一日最大送水量の平均値 ×365×0.94（調整率）×121.00 円/m ³ ×1.1※	末端給水事業体の使用水量 ×17.00 円/m ³ ×1.1
南房総（企）	末端給水事業体の基本水量×162.97 円/m ³ ×1.1	末端給水事業体の使用水量 ×26.70 円/m ³ ×1.1

※ 令和6年度時点の算定式を記載している。